

指定申請等に係る自治体提出文書の 簡素化・標準化ガイドライン

令和6(2024)年3月

令和5年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業

目次

第一章	はじめに	1
1.	介護分野の文書に係る負担軽減をめぐる状況.....	1
2.	本ガイドラインの狙い.....	2
3.	本ガイドラインのスコープ.....	3
第二章	介護サービス事業者の文書負担に関する状況	4
第三章	新規指定申請に係る簡素化・標準化の取組	7
1.	申請に必要な文書の種類及び様式の明示.....	7
2.	事前相談及び申請の受付.....	14
第四章	更新申請に係る簡素化・標準化の取組	15
1.	申請に必要な文書の種類及び様式の明示.....	15
2.	申請の受付	22
第五章	変更の届出に係る簡素化・標準化の取組	23
1.	届出に必要な文書の種類及び様式の明示.....	23
2.	届出書の受付	32
第六章	おわりに	33
第七章	参考資料	34
1.	第三章から第五章に示した文書負担軽減の取組の根拠となる通知・事務連絡等	34
2.	その他参考資料	35

第一章 はじめに

第一章 はじめに

1. 介護分野の文書に係る負担軽減をめぐる状況

- 少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、専門人材が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するために、介護現場の業務効率化は急務であり、その一つとして文書に係る負担軽減が求められている。あわせて、自治体においても、限られた人員の中で指定権者や保険者としての役割を適切に果たすためには、職員の負担軽減が重要となっている。
- 令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、「介護、保育、福祉の現場等を中心に、自治体ごとにバラバラな申請書類・添付書類等について、国と地方の連携により、標準化・ガイドライン化を進める」という方針が示された。
- こうした状況を踏まえ、介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して必要な検討を行うことを目的として、厚生労働省は社会保障審議会介護保険部会の下部組織として「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」（以下、「専門委員会」）を設置し、令和4年11月7日に「専門委員会」の取りまとめが公表された。
- 上記取りまとめでは、介護分野の文書に係る負担軽減に向けた今後の対応の一つとして、これまでに国が取り決めた多岐にわたる取組を、自治体が適切に進めていくことができるような支援を行っていくことの重要性が指摘された。

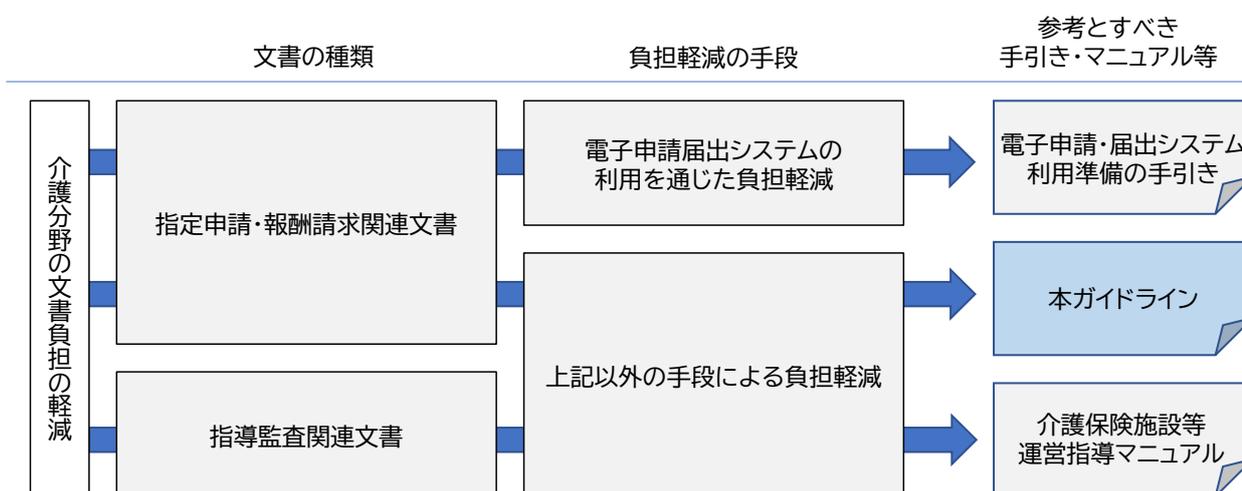
2. 本ガイドラインの狙い

- 介護サービスの指定申請等の提出については、上述した取組の一環として、令和6年4月以降、「電子申請・届出システム」の利用が基本原則化された。
本ガイドラインは、上記システムの利用にあたり各自治体を実施する指定申請・届出事務の運用見直しに際し、システム利用以外の部分についても併せて文書負担を軽減させていくための取組に関する参考資料となることを主たる目的として作成したものである。
- 全ての自治体の本ガイドラインを統一的に活用することにより、指定申請・届出事務の簡素化・標準化を一層推し進めること、またその結果として介護サービス事業者と自治体双方における事務負担を軽減させることが重要である。
- なお、介護事業所の指定申請・届出は自治事務に該当するため、本ガイドラインはあくまでも地方自治法の規定に基づく技術的な助言として位置付けられるものだが、ローカルルールの解消を通じた事務負担軽減という本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各自治体においては、ルールの確認及び精査などに本ガイドラインを活用いただきたい。
- また上記に加え、指定申請・届出事務に関する介護サービス事業者の理解を向上させることも、本ガイドラインの目的の一つである。指定申請・届出にあたり各自治体が独自に求める文書を容易に簡素化できない背景の一つには、理解が十分でないまま申請・届出を行う介護サービス事業者が一部に存在していることがある。多くの介護サービス事業者が本ガイドラインを手に取りることにより、指定申請・届出に関する理解が向上し、自治体が提出を求める文書を簡素化しやすくなることを期待したい。
- 以上の点を踏まえ、本ガイドラインでは「専門委員会」等で決められた文書負担軽減の取組内容を、自治体・介護サービス事業者の双方にとってわかりやすいよう整理を行った上、申請・届出の種類別に示す。またそれぞれの取組については、主に自治体の読者を念頭に、その根拠となる通知等や対応状況をセルフチェックするためのチェックポイントも併せて紹介する。
- なお、本ガイドラインは、図表内の文書名やチェックポイントから該当する文書負担軽減の取組内容が確認できるようリンクを設定しているため、可能な限り電子媒体での利用を推奨する。

3. 本ガイドラインのスコープ

- 本ガイドラインが扱う範囲は、介護保険法上に定められている以下のサービスにおける指定の新規申請、更新申請、変更の届出に係る自治体側の事務とする。
居宅サービス（介護予防を含む）、地域密着型サービス（介護予防を含む）、居宅介護支援、介護保険施設、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業
- ただし、「電子申請・届出システム」の利用に係る自治体の準備事項や運用フロー等の整理については、既に「電子申請・届出システム 利用準備の手引き」が公表されていることから、本ガイドラインの対象外とする。
- 同様に、「専門委員会」では上記に加え指導監査に関する文書の負担軽減についても議論がなされているが、運営指導の標準化・効率化については既に「介護保険施設等運営指導マニュアル」が発出されていることから、本ガイドラインの対象外とする。

図表 1 文書負担軽減のために参照すべき手引き・マニュアル等の整理

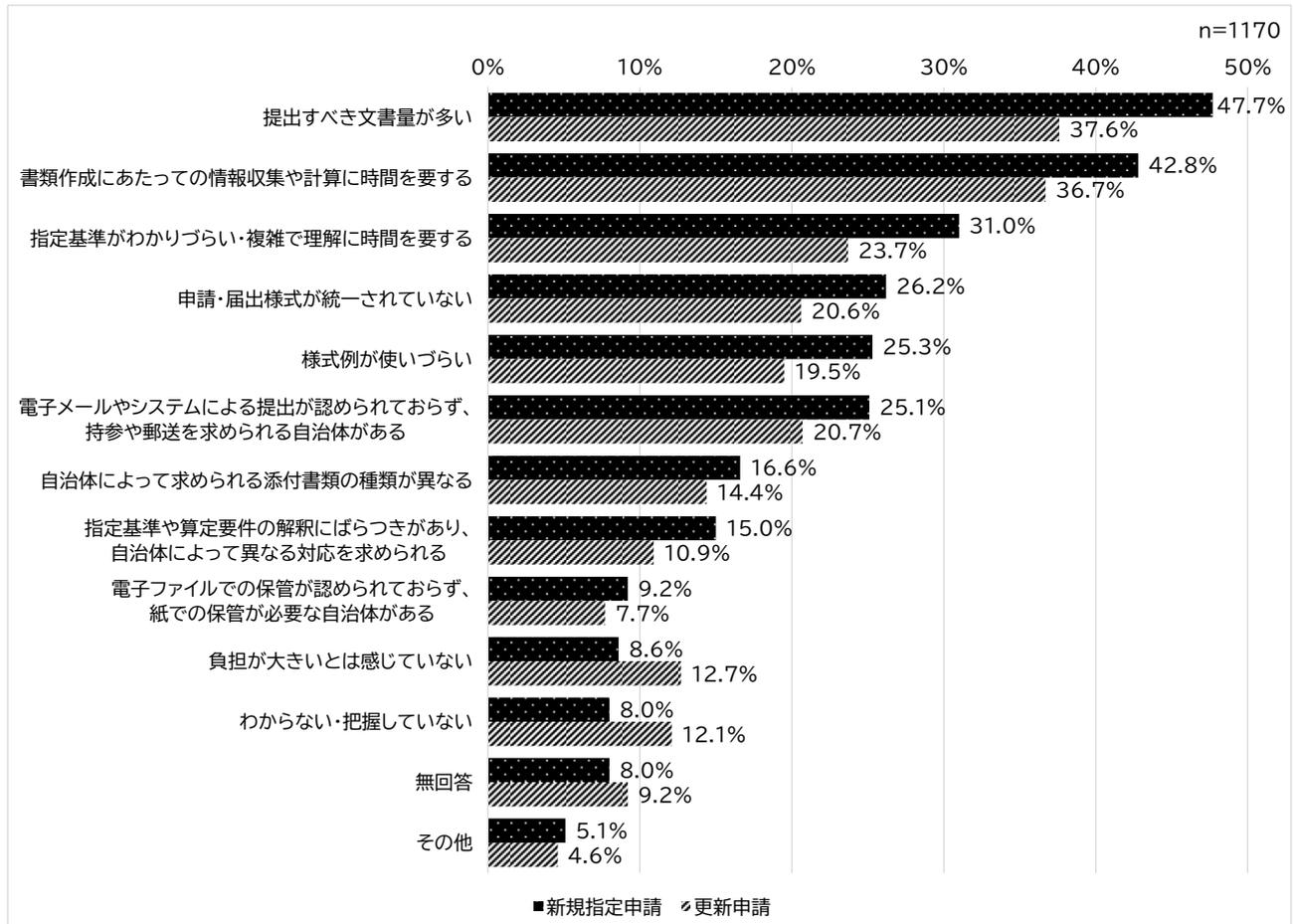


手引き・マニュアル等	参考 URL
「電子申請・届出システム」利用準備の手引き	「電子申請・届出システム」アーカイブ機能 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_archive=true (最終閲覧日：2024年3月21日) ※「電子申請・届出システム」アーカイブ機能に掲載されている「20240125_【電子申請届出システム】利用準備参考資料一式.zip」に含まれている。圧縮ファイルの解凍には、ヘルプデスクから各自治体に送付されているパスワードが必要である。
介護保険施設等運営指導マニュアル	厚生労働省 HP「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html (最終閲覧日：2024年3月21日)

第二章 介護サービス事業者の文書負担に関する状況

- 介護サービスの指定申請・届出については、以前よりその事務負担の大きさについて多くの介護サービス事業者から声が上がっているところであり、特に、「提出すべき文書量が多い」ことや「書類作成にあたっての情報収集や計算に時間を要する」ことが主な負担の要因となっている（図表 2）。

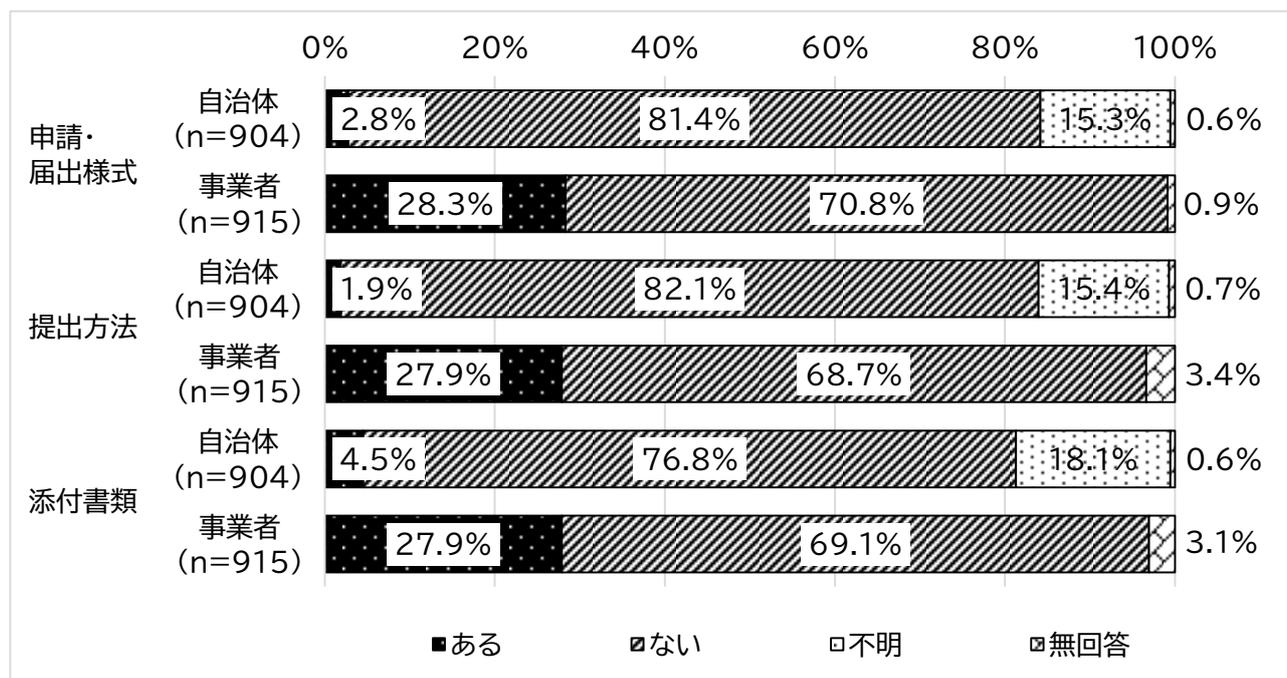
図表 2 介護サービス事業者が指定申請（新規・更新）において負担が大きいと感じる点（複数回答）



出所) 令和5年度老人保健健康増進等事業「介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業」より作成。

- また、申請・届出様式や提出方法、求められる添付書類等について自治体間でのばらつき（ローカルルール）が生じていることも、複数の自治体に対して申請・届出を行う必要のある介護サービス事業者にとっての負担の要因となっている。
- 一方自治体側では、上述したローカルルールの存在が十分に認識されていないことも明らかになっている（図表 3）。ここから、各自治体が特段の意図なく設けているルールが、結果的にローカルルールとして複数の自治体に申請・届出を行う介護サービス事業者にとっての負担につながっていることが考えられる。

図表 3 指定申請・加算の届出等におけるローカルルールの有無に関する意識



※自治体に対しては指定申請・加算の届出等について、他の多くの自治体と解釈や運用が異なっているという認識の有無を「ある」「ない」「不明」の3択で、介護サービス事業者に対しては指定申請・加算の届出等におけるローカルルールの経験の有無を「ある」「ない」の2択で尋ねた。

出所) 令和5年度老人保健健康増進等事業「介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業」より作成。

- 指定申請・加算の届出等における負担の原因となる上記の課題のうち、申請・届出様式や提出方法に関するものについては、「電子申請・届出システム」及び国が定める様式の使用原則化（令和6年4月以降）に伴って、全ての自治体が当該準備を完了する令和8年3月31日までは、概ね解消が見込まれている。
- 一方で、申請・届出時に提出すべき文書量の多さや、書類作成にあたっての情報収集や計算の煩雑さ、自治体間で求められる添付資料のばらつき等の課題については、「電子申請・届出システム」等の使用原則化のみによる解消は難しく、別途負担軽減の取組が必要となっている。
- これらについては、令和元年度以降「専門委員会」にて文書負担軽減に向けた取組が取り決められ、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価指標にも盛り込まれる等により、各自治体における取組が推進されてきたところである。
- しかし、取組の進捗状況については自治体ごとに差があり、必ずしも全ての自治体が当該取組を実施できているわけではない（図表4）。

図表 4 自治体における申請・届出の負担軽減に係る取組の進捗状況

		合計	都道府県	政令・ 中核市	その他 市町村
(1) 事業所からの指定申請・加算届出等にあたり提出を求める全ての文書で押印を不要としている。	件数 割合	698 77.2%	30 78.9%	43 84.3%	625 76.7%
(2) すでに複数事業所を運営している事業者からの新規指定申請の際には、対面の機会を必須としないこととしている。	件数 割合	496 54.9%	22 57.9%	18 35.3%	456 56.0%
(3) 介護サービスと介護予防サービスの指定を受けるとき、既に指定権者に提出して変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。	件数 割合	559 61.8%	25 65.8%	23 45.1%	511 62.7%
(4) 同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期間を合わせて更新することを可としている。	件数 割合	620 68.6%	29 76.3%	43 84.3%	548 67.2%
(5) 「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」は、必須項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能としている。	件数 割合	747 82.6%	34 89.5%	43 84.3%	670 82.2%
(6) 「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の添付資料として求めるのは、人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとしている。	件数 割合	685 75.8%	30 78.9%	43 84.3%	612 75.1%
(7) 代替の確認方法がある場合には、資格証の写しの提出も求めないこととしている。 ※(6)で「はい」と回答した場合のみ回答	件数 割合	255 37.2%	6 20.0%	14 32.6%	235 38.4%
(8) 「平面図」等の添付書類として設備・備品等の写真の提出を求めるのは、自治体が指定にあたって現地を訪問できない場合に限っている。	件数 割合	285 31.5%	13 34.2%	12 23.5%	260 31.9%
(9) 省令改正により平成30年10月以降提出不要とされた以下の項目はすべて提出を求めている。 ・申請者又は開設者の定款、寄附行為等 ・事業所の管理者の経歴 ・役員の氏名、生年月日及び住所 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	件数 割合	426 47.1%	22 57.9%	26 51.0%	378 46.4%
(10) 運営規程等に記載する従業員の「員数」について、指定基準においておくべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することを認めている。	件数 割合	836 92.5%	38 100.0%	51 100.0%	747 91.7%
(11) 実人数を記載する場合にあっても、運営規程の「従業員の員数」に変更があったとするのは、1年のうち一定の時期を比較して変更している場合とし、その変更の届出は1年のうち一定の時期に行うことで足りるものとしている。	件数 割合	569 62.9%	23 60.5%	29 56.9%	517 63.4%
(12) 添付書類への原本証明は求めないこととしている。	件数 割合	761 84.2%	31 81.6%	45 88.2%	685 84.0%
(13) 介護保険法施行規則において、介護サービス事業者が更新申請にあたり提出が必要な事項のうち、既に指定権者に提出して変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。	件数 割合	675 74.7%	26 68.4%	26 51.0%	623 76.4%
(14) 変更届出について、厚生労働省が公表している標準添付書類に沿った対応としている。	件数 割合	626 69.2%	21 55.3%	29 56.9%	576 70.7%

出所) 令和5年度老人保健健康増進等事業「介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業」より作成。

- そのため、本ガイドラインでは「専門委員会」等で決められた文書負担軽減の取組内容を次章以降に取りまとめている。全ての自治体が「電子申請・届出システム」の利用開始とともに本ガイドラインに準拠して文書負担軽減の取組を行うことにより、簡素化と標準化という二つの側面から介護サービス事業者の負担軽減を行うことが可能である。次章以降に示す取組について対応状況を改めて確認し、運用の見直しをお願いしたい。

第三章 新規指定申請に係る簡素化・標準化の取組

1. 申請に必要な文書の種類及び様式の明示

① 提出を求める文書の種類について

- 新規指定申請時に、介護保険法施行規則にて規定されている事項を確認するために、介護事業所に提出を求める文書の種類は図表 5～図表 8 のとおり。

図表 5 新規指定申請時に提出を求める文書の種類：居宅サービス

文書の種類 ※各文書に対応する簡素化・標準化の 取組内容の項番を【 】内に記載	居宅サービス（介護予防を含む）												
	訪問 介護	訪問 入浴 介護	訪問 看護	訪問 リハ ビリー テー ション	居 宅 療 養 管 理 指 導	通 所 介 護	通 所 リ ハ ビ リ テー ション	短 期 入 所 生 活 介 護	短 期 入 所 療 養 介 護	活 介 護	特 定 施 設 入 居 者 生	福 祉 用 具 貸 与	特 定 福 祉 用 具 販 売
指定（許可）申請書 【参照：③a】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定に係る記載事項（付表） 【参照：③a】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院・診療所の使用許可証等の写			○ ¹	○ ¹	○ ¹		○ ¹		○ ¹				
薬局の開設許可証の写					○ ²								
介護老人保健施設又は介護医療院の開 設許可証の写							○ ³		○ ³				
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 【参照：①b, ③b, ③e】	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
サービス提供責任者の経歴	○ ⁴												
訪問看護ステーション管理者の免許証 の写			○ ⁵										
平面図 【参照：①a, ③b】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設備・備品等一覧表 【参照：③b】		○				○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程 【参照：③f】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者からの苦情を処理するために講 ずる措置の概要 【参照：③b】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力医療機関（協力歯科医療機関）と の契約の内容		○						○		○			
受託居宅サービス事業者が事業を行う 事業所の名称等並びに当該事業者の名 称等 【参照：③b】										○			
福祉用具の保管及び消毒の方法（他に 委託する場合はその状況）												○	
誓約書 【参照：③b, ③c】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護支援専門員の氏名及び登録番号 【③b】										○			

第三章 新規指定申請に係る簡素化・標準化の取組

- 1… 病院・診療所において行う場合のみ提出。
- 2… 薬局において行う場合のみ提出。
- 3… 介護老人保健施設又は介護医療院において行う場合のみ提出。
- 4… 次の書類に代えることが可能。【平成 20 年 7 月 29 日老振発第 0729002 号】
 - (1) 介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」
 - (2) 介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する 1 級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」
- 5… 「病院・診療所の使用許可証の写」を提出した場合は不要。

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日: 2024 年 3 月 29 日)

図表 6 新規指定申請時に提出を求める文書の種類：介護保険施設

文書の種類 ※各文書に対応する簡素化・標準化の 取組内容の項番を【 】内に記載	介護保険施設		
	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療院
指定（許可）申請書 【参照：③a】	○	○	○
指定に係る記載事項（付表） 【参照：③a】	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	○	○	○
特別養護老人ホームの認可証等の写	○		
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【参照：①b, ③b, ③e】	○	○	○
平面図 【参照：①a, ③b】	○ ¹	○	○
設備・備品等一覧表 【参照：③b】	○ ¹	○	○
併設する施設の概要	○	○	○
施設を共用する場合の利用計画	○ ¹	○	○
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）		○	○
運営規程 【参照：③f】	○	○	○
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 【参照：③b】	○	○	○
協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	○	○	○
誓約書 【参照：③b, ③c】	○	○	○
介護支援専門員の氏名及び登録番号 【参照：③b】	○	○	○

- 1… 老人福祉法に基づく届出により確認ができる場合は不要。

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日: 2024 年 3 月 29 日)

図表 7 新規指定申請時に提出を求める文書の種類：地域密着型サービス等

文書の種類 ※各文書に対応する簡素化・標準化の 取組内容の項番を【 】内に記載	地域密着型サービス等（介護予防を含む）										
	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護 （療養通所介護）	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援	介護予防支援
指定（許可）申請書 【参照：③a】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定に係る記載事項（付表） 【参照：③a】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別養護老人ホームの認可証等の写								○			
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【参照：①b, ③b, ③e】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
管理者の経歴 【参照：③b】				○	○	○			○	○ ¹	
平面図 【参照：①a, ③b】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設備・備品等一覧表 【参照：③b】	○	○		○	○	○	○	○	○		
本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間								○			
併設する施設の概要								○			
運営規程 【参照：③f】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 【参照：③b】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容					○	○	○	○	○		
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要					○	○			○		
関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容										○	○
誓約書 【参照：③b, ③c】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護支援専門員の氏名及び登録番号 【参照：③b】					○	○	○	○	○	○	○

1… 主任介護支援専門員研修修了証（経過措置期間中は介護支援専門員証の写し）の添付が必要。

出所）厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」 2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>）（最終閲覧日：2024年3月29日）

図表 8 新規指定申請時に提出を求める文書の種類
：介護予防・日常生活支援総合事業

文書の種類 ※各文書に対応する簡素化・標準化の 取組内容の項番を【 】内に記載	介護予防・日常生活支援総合事業	
	訪問型 サービス事業所	通所型 サービス事業所
指定（許可）申請書 【参照：③a】	○	○
指定に係る記載事項（付表） 【参照：③a】	○	○
登記事項証明書又は条例等	○	○
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【参照：①b, ③b, ③e】	○	○
サービス提供責任者の経歴 ※介護予防訪問介護相当サービス	○ ¹	
平面図 【参照：①a, ③b】	○	○
設備等一覧表 【参照：③b】		○
運営規程 【参照：③f】	○	○
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 【参照：③b】	○	○
誓約書 【参照：③b, ③c】	○	○

1… 次の書類に代えることが可能。【平成 20 年 7 月 29 日老振発第 0729002 号】

- (1) 介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」
- (2) 介護職員基礎研修課程修了者及び訪問看護に関する 1 級課程修了者の場合、「当該研修を終了した旨の証明書の写し」
- (3) 訪問介護に関する 2 級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」及び「3 年以上介護等の業務に従事したことがわかる書類」

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」 2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日：2024 年 3 月 29 日)

- 指定権者は必要に応じて、介護保険法施行規則に定める「その他指定に関し必要と認める事項」を確認するために、上記以外の文書の提出を求めることができるが、その場合には以下の点に留意する必要がある。
 - a 「平面図」等の添付資料として写真の提出を求めるのは、自治体が指定にあたって現地を訪問できない場合に限ることとする。またその場合でも、指定の設備基準として規定されている事項を確認するためのものに限り、添付させることとされたい。
 - 【平成 30 年 6 月 29 日老発 0629 第 3 号厚生労働省老健局長通知】
 - 【令和 2 年 3 月 6 日老発 0306 第 8 号厚生労働省老健局長通知】

第三章 新規指定申請に係る簡素化・標準化の取組

- b 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧」の添付資料として求めるのは、人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとする。添付が不要となる文書の例としては、雇用契約書、組織体制図、就業規則、経歴書、給与規程等が挙げられる。

また、自治体において代替の確認方法がある場合には、資格証の写しの提出も求めないこととする。具体的には、介護支援専門員について、都道府県が指定権者である場合は、資格証の写しを求めないこととする。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

- c そのほか、図表9に示す項目については、省令改正により平成30年10月以降提出不要とされている点に注意が必要である。

【平成30年6月29日老発0629 第3号厚生労働省老健局長通知】

図表9 平成30年10月以降、提出不要となった項目

項目名	除外理由
申請者又は開設者の定款、寄附行為等	申請者又は開設者の法人格を確認する趣旨で、「申請者（又は開設者）の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等」の提出を求めていたが、法人格については直近の登記事項証明書のみで確認できるため。
介護事業所の管理者の経歴	介護事業所に適切に管理者を配置していることを確認するために提出を求めていたが、経歴の情報が無くとも氏名、住所、生年月日の情報をもって配置が確認できるため。 ※以下のサービスを除く （介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
役員の氏名、生年月日及び住所	役員が欠格事由に該当しないことを確認する書類に付随して提出を求めていたが、役員の氏名、生年月日及び住所の情報が無くとも代表者が誓約書にて誓約することをもって確認できるため。
当該申請に係る事業に係る資産の状況	申請者が適切に事業を実施できることを確認するために資産の状況の提出を求めていたものであるが、指定基準（設備基準）を満たしているかについては「平面図（並びに設備及び備品の概要）」により確認できるため。
当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	申請者が適切に事業を実施できることを確認するために提出を求めていたものであるが、介護給付費の請求手続においてのみ求めることで足りるため。 ※（介護予防）特定福祉用具販売を除く

★チェックポイント

- 新規指定の受付時に図表9に示した項目の提出を求めない。【参照：①c】
- 資格証の写し以外の人員配置に関する添付資料（雇用契約書、組織体制図、就業規則、経歴書、給与規程等）を求めている場合には、不要とする。【参照：①b】
- 写真の提出について、指定基準の確認を行う上で過度な負担となっていないかを確認の上、提出は最小限とする。【参照：①a】

② 文書の種類を簡素化すべきケースについて

- 上述した文書は、以下の条件を満たす場合には、提出を簡略化できる。
 - a 同じ事業所が介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合について
 例えば、介護予防訪問看護の指定を受けようとしている事業所が、訪問看護の指定を受けている場合においては、既に都道府県知事に提出している事項について変更がないときは、特段の事情がない限り、それらの事項にかかわる申請書又は書類の提出を省略させることとする。
 【令和3年3月30日老発0330 第1号厚生労働省老健局長通知】
 - b 介護保険法上の指定申請と老人福祉法上の届出の関係について
 申請書の一本化や重複する必要書類の省略等、地域の実情に応じて手続を簡素化することは現行制度上問題ない。
 【平成27年4月10日事務連絡】
 - c 吸収合併／分割によって介護事業所を運営する法人が変わる場合について
 吸収合併／分割によって経営する法人が変わった介護事業所は新規に指定申請を行う必要があるが、その際に提出すべき書類については、吸収合併／分割前の旧法人が運営する介護事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ることとする。このため、例えば、法人格以外に変更がない場合は、介護事業所を運営する法人の法人格が変更したことがわかる登記事項証明書等を提出することで差し支えない。
 【令和2年8月3日事務連絡】

★チェックポイント

- 既に指定を受けている介護事業所が新たに介護予防サービスの指定申請を行う場合、既に届け出ている事項に変更がないときは、書類の提出を省略させる。【参照：②a】
- 指定申請時に老人福祉法上の届出も同時に受け付ける場合、添付書類は重複して求めない。【参照：②b】
- 吸収合併／分割によって経営する法人が変わった介護事業所が新規に指定申請を行う場合、旧法人が運営する介護事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ提出を求める。【参照：②c】

③ 提出を求める文書の様式について

- a 指定（許可）申請書及び指定に係る記載事項（付表）については、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式を、変更を加えずに使用する。
- b 上記以外の文書についても、厚生労働省が作成した標準様式があるものは、原則として変更を加えずに使用する。自治体の条例等により、様式例の記載事項以外の内容について介護サービス事業者へ提出を求める必要がある場合等においては、様式例の欄外に記載欄を追加する、または別紙での提出を求める等の対応を行うこととし、様式例自体を修正しない。
 【令和3年3月30日事務連絡】 【令和5年12月19日事務連絡】

第三章 新規指定申請に係る簡素化・標準化の取組

- c 誓約書（申請者が法に定める全ての欠格要件に該当しないことを誓約する文書）、添付書類、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等への押印は不要としている。そのため押印欄が残った様式を使用している場合には見直しを進める。

【令和2年12月25日老発1225 第3号厚生労働省老健局長通知】

- d 添付書類への原本証明は原則として求めない。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

- e 標準様式のうち「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、必要項目を満たしていれば、各介護事業所で使用するシフト表等の提出により代替することで可能とする。

【令和3年3月30日事務連絡】

- f 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、介護サービス事業者が規程を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。

【令和3年3月30日老発0330 第1号厚生労働省老健局長通知】

- g 指定申請に係る様式は、Excel等の編集可能なファイル形式にて、外部から分かりやすい形でホームページに掲載する。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

★厚生労働大臣が定める様式等の掲載先★

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.htm>（最終閲覧日：2024年3月29日）

（2. 指定申請様式等の使用原則化（1）厚生労働大臣が定める様式等（令和6年3月15日告示分））

★チェックポイント

- 指定（許可）申請書及び指定に係る記載事項（付表）は、厚生労働大臣が定める様式を、変更を加えずに使用する。【参照：③a】
- 上記以外の文書についても、厚生労働省により標準様式が作成されているものについては、原則当該様式を使用する。【参照：③b】
- 指定申請に係る文書の様式等がHP等から簡単に入手できるようになっている、またそれが介護サービス事業者にとって分かりやすい形で案内されている。【参照：③g】
- 誓約書を含む全ての様式から押印欄を削除する。【参照：③c】
- 添付書類には原本証明を求めない。【参照：③d】
- 提出された運営規程等の文書中に記載の「員数」が「〇人以上」となっても修正を求めない。【参照：③f】
- 勤務形態一覧表は、必要項目を満たしていれば、各介護事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能とする。【参照：③e】

2. 事前相談及び申請の受付

- a 新規指定申請の受付にあたっては、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、すでに複数事業所を運営している介護サービス事業者の場合については更なる対面を必須としない等、場合分けを行った上で対応する。

【令和2年3月6日老発0306第8号厚生労働省老健局長通知】

- b 新規指定申請の提出は、原則として厚生労働省が構築した「電子申請・届出システム」を使用する。

※全ての自治体が令和8年3月31日までの間に、当該準備を完了しなければならない。

- c 「電子申請・届出システム」の利用の準備をしている間は、介護事業所の希望により、電子メールその他対面が不要となり文書負担軽減に資する方法により提出を受け付ける。ただし、希望する介護サービス事業者については、持参・郵送で行うことを可能とする。

【令和4年9月29日老発0929第4号厚生労働省老健局長通知】

★チェックポイント

- 新規指定申請について、過度に窓口来訪の負担を課すルールとなっていないことを確認する。【参照：a】
- 新規指定申請の受付は、原則として「電子申請・届出システム」を使用する。【参照：b】
- 「電子申請・届出システム」の利用の準備をしている間は、介護事業所の希望により、電子メール等による提出を可とする。【参照：c】
- 郵送・電子メールでの提出を新たに可とする場合、介護サービス事業者側に不都合の生じないよう配慮されているかを確認する。（例：適切な受領確認等）【参照：c】

第四章 更新申請に係る簡素化・標準化の取組

1. 申請に必要な文書の種類及び様式の明示

① 提出を求める文書の種類について

- 更新申請時に、介護保険法施行規則にて規定されている事項を確認するために、介護事業所に提出を求める文書の種類は次頁以降の図表 10～ 図表 13 に示すとおり。
- このとき、介護保険施行規則において、「既に指定権者に提出していて変更がない場合に申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」とされている事項に関わる文書（図表中△で表記）については、特段の事情がない限り提出を省略させる。

【令和3年3月30日老発0330 第1号厚生労働省老健局長通知】

図表 10 更新申請時に提出を求める文書の種類：居宅サービス

○…変更の有無に関わらず提出が必要な文書

△…以前の提出内容から変更がない場合には提出を省略すべき文書

文書の種類 ※各文書に対応する簡素化・標準化の 取組内容の項番を【 】内に記載	居宅サービス（介護予防を含む）											
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
指定（許可）申請書 【参照：②a】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定に係る記載事項（付表） 【参照：②a】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
病院・診療所の使用許可証等の写			△ ¹	△ ¹	△ ¹		△ ¹		△ ¹			
薬局の開設許可証の写					△ ²							
介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写							△ ³		△ ³			
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【参照：①b, ②b, ②e】	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△
サービス提供責任者の経歴	△ ⁴											
訪問看護ステーション管理者の免許証の写			△ ⁵									
平面図 【参照：①a, ②b】	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
設備・備品等一覧表 【参照：②b】		△				△	△	△	△	△	△	△
運営規程 【参照：②f】	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 【参照：②b】	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容		△						△		△		
受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等 【参照：②b】										△		
福祉用具の保管及び消毒の方法（他に委託する場合はその状況）											△	
誓約書 【参照：②b, ②c】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護支援専門員の氏名及び登録番号 【参照：②b】										○		

第四章 更新申請に係る簡素化・標準化の取組

- 1… 病院・診療所において行う場合のみ提出。
- 2… 薬局において行う場合のみ提出。
- 3… 介護老人保健施設又は介護医療院において行う場合のみ提出。
- 4… 以下の書類に代えることが可能。【平成 20 年 7 月 29 日老振発第 0729002 号】
 - (1) 介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」
 - (2) 介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する 1 級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」
- 5… 「病院・診療所の使用許可証の写」を提出した場合は不要。

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」 2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日: 2024 年 3 月 29 日)

図表 11 更新申請時に提出を求める文書の種類：介護保険施設

○…変更の有無に関わらず提出が必要な文書

△…以前の提出内容から変更がない場合には提出を省略すべき文書

文書の種類 ※各文書に対応する簡素化・標準化の 取組内容の項番を【 】内に記載	介護保険施設		
	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療院
指定（許可）申請書 【参照：②a】	○	○	○
指定に係る記載事項（付表） 【参照：②a】	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	△	△	△
特別養護老人ホームの認可証等の写	△		
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【参照：①b, ②b, ②e】	△	△	△
平面図 【参照：①a, ②b】	△ ¹	△	△
設備・備品等一覧表 【参照：②b】	△ ¹	△	△
併設する施設の概要	△	△	△
施設を共用する場合の利用計画	△ ¹	△	△
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）		△	△
運営規程 【参照：②f】	△	△	△
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 【参照：②b】	△	△	△
協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	△	△	△
誓約書 【参照：②b, ②c】	○	○	○
介護支援専門員の氏名及び登録番号 【参照：②b】	○	○	○

1… 老人福祉法に基づく届出により確認ができる場合は不要。

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」 2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日: 2024 年 3 月 29 日)

図表 12 更新申請時に提出を求める文書の種類：地域密着型サービス等

○…変更の有無に関わらず提出が必要な文書

△…以前の提出内容から変更がない場合には提出を省略すべき文書

文書の種類 ※各文書に対応する簡素化・標準化の 取組内容の項番を【 】内に記載	地域密着型サービス等（介護予防を含む）										
	看護 定期巡回・ 随時対応型訪問介護	夜間 対応型訪問介護	地域密着型 通所介護 （療養通所介護）	認知症 対応型通所介護	小規模 多機能型 居宅介護	認知症 対応型共同 生活介護	介護 地域密着型 特定施設入居者生活	地域密着型 介護老人 福祉施設	看護小規模 多機能型 居宅介護	居宅 介護支援	介護 予防支援
指定（許可）申請書 【参照：②a】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定に係る記載事項（付表） 【参照：②a】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
特別養護老人ホームの認可証等の写								△			
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【参照：①b, ②b, ②e】	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
管理者の経歴 【参照：②b】				△	△	△			△	△ ¹	
平面図 【参照：①a, ②b】	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
設備・備品等一覧表 【参照：②b】	△	△		△	△	△	△	△	△		
本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間								△			
併設する施設の概要								△			
運営規程 【参照：②f】	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 【参照：②b】	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容					△	△	△	△	△		
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要					△	△			△		
関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容										△	△
誓約書 【参照：②b, ②c】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護支援専門員の氏名及び登録番号 【参照：②b】					○	○	○	○	○	○	○

1… 主任介護支援専門員研修修了証（経過措置期間中は介護支援専門員証の写し）の添付が必要。

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日：2024年3月29日)

第四章 更新申請に係る簡素化・標準化の取組

図表 13 更新申請時に提出を求める文書の種類：介護予防・日常生活支援総合事業

○…変更の有無に関わらず提出が必要な文書

△…以前の提出内容から変更がない場合には提出を省略すべき文書

文書の種類 ※各文書に対応する簡素化・標準化の 取組内容の項番を【 】内に記載	介護予防・日常生活支援総合事業	
	訪問型 サービス事業所	通所型 サービス事業所
指定（許可）申請書 【参照：②a】	○	○
指定に係る記載事項（付表） 【参照：②a】	○	○
登記事項証明書又は条例等	△	△
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【参照：①b, ②b, ②e】	△	△
サービス提供責任者の経歴 ※介護予防訪問介護相当サービス	△ ¹	
平面図 【参照：①a, ②b】	△	△
設備等一覧表 【参照：②b】		△
運営規程 【参照：②f】	△	△
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 【参照：②b】	△	△
誓約書 【参照：②b, ②c】	○	○

1… 次の書類に代えることが可能。【平成 20 年 7 月 29 日老振発第 0729002 号】

- (1) 介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」
- (2) 介護職員基礎研修課程修了者及び訪問看護に関する 1 級課程修了者の場合、「当該研修を終了した旨の証明書の写し」
- (3) 訪問介護に関する 2 級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」及び「3 年以上介護等の業務に従事したことがわかる書類」

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」 2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日：2024 年 3 月 29 日)

- 指定権者は必要に応じて、介護保険法施行規則に定める「その他指定に関し必要と認める事項」を確認するために、上記以外の文書の提出を求めることができるが、その場合には以下の点に留意する必要がある。
 - a 「平面図」等の添付資料として写真の提出を求めるのは、自治体が指定にあたって現地を訪問できない場合に限ることとする。またその場合でも、指定の設備基準として規定されている事項を確認するためのものに限り、添付させることとされたい。

【平成30年6月29日老発0629 第3号厚生労働省老健局長通知】
【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】
 - b 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧」の添付資料として求めるのは、人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとする。添付が不要となる文書の例としては、雇用契約書、組織体制図、就業規則、経歴書、給与規程等が挙げられる。

また、自治体において代替の確認方法がある場合には、資格証の写しの提出も求めないこととする。具体的には、介護支援専門員について、都道府県が指定権者である場合は、資格証の写しを求めないこととする。
【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】
 - c そのほか、第三章の図表9に示す項目については、省令改正により平成30年10月以降提出不要とされている点に注意が必要である。

【平成30年6月29日老発0629 第3号厚生労働省老健局長通知】

★チェックポイント

- 更新申請の受付時に第三章の図表9に示した項目の提出を求めない。【参照：①c】
- 図表10～図表13において△と記載されている文書について、以前の提出内容から変更がない場合には更新申請時の提出を求めない。
- 資格証の写し以外の人員配置に関する添付資料（雇用契約書、組織体制図、就業規則、給与規程等）を求めている場合には、不要とする。【参照：①b】
- 写真の提出について、指定基準の確認を行う上で過度な負担となっていないかを確認の上、提出は最小限とする。【参照：①a】

② 提出を求める文書の様式について

- a 指定（許可）更新申請書及び指定に係る記載事項（付表）については、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式を、変更を加えずに使用する。
- b 上記以外の文書についても、厚生労働省が作成した標準様式があるものは、原則として変更を加えずに使用する。自治体の条例等により、様式例の記載事項以外の内容について介護サービス事業者に提出を求める必要がある場合等においては、様式例の欄外に記載欄を追加する、または別紙での提出を求める等の対応を行うこととし、様式例自体を修正しない。

【令和3年3月30日事務連絡】 【令和5年12月19日事務連絡】

第四章 更新申請に係る簡素化・標準化の取組

- c 誓約書（申請者が法に定める全ての欠格要件に該当しないことを誓約する文書）、添付書類、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等への押印は不要としている。そのため押印欄が残った様式を使用している場合には見直しを進める。

【令和2年12月25日老発1225 第3号厚生労働省老健局長通知】

- d 添付書類への原本証明は原則として求めない。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

- e 標準様式のうち「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、必要項目を満たしていれば、各介護事業所で使用するシフト表等の提出により代替することで可能とする。

【令和3年3月30日事務連絡】

- f 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、介護サービス事業者が規程を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。

【令和3年3月30日老発0330 第1号厚生労働省老健局長通知】

- g 更新申請に係る様式は、Excel等の編集可能なファイル形式にて、外部から分かりやすい形でホームページに掲載する。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

★厚生労働大臣が定める様式等の掲載先★

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.htm>（最終閲覧日：2024年3月29日）

（2. 指定申請様式等の使用原則化（1）厚生労働大臣が定める様式等（令和6年3月15日告示分））

★チェックポイント

- 指定（許可）更新申請書及び指定に係る記載事項（付表）は、厚生労働大臣が定める様式を、変更を加えずに使用する。【参照：②a】
- 上記以外の文書についても、厚生労働省により標準様式が作成されているものについては、原則当該様式を使用する。【参照：②b】
- 更新申請に係る文書の様式等がHP等から簡単に入手できるようになっている、またそれが介護サービス事業者にとって分かりやすい形で案内されている。【参照：②g】
- 誓約書を含む全ての様式から押印欄を削除する。【参照：②c】
- 添付書類には原本証明を求めない。【参照：②d】
- 提出された運営規程等の文書中に記載の「員数」が「〇人以上」となっても修正を求めない。【参照：②f】
- 勤務形態一覧表は、必要項目を満たしていれば、各介護事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能とする。【参照：②e】

2. 申請の受付

- a 更新申請の受付にあたっては、原則として厚生労働省が構築した「電子申請・届出システム」を使用する。

※全ての自治体が令和8年3月31日までの間に、当該準備を完了しなければならない。

- b 「電子申請・届出システム」の利用の準備をしている間は、介護事業所の希望により、電子メールその他対面が不要となり文書負担軽減に資する方法により提出を受け付ける。ただし、希望する介護サービス事業者については、持参・郵送で行うことを可能とする。

【令和4年9月29日老発0929第4号厚生労働省老健局長通知】

- c 同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期間を併せて更新することは可能であるので、必要に応じて対応・受付を行う。

※介護保険法の規定により、指定サービス事業者等の指定等は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされているが、これらは指定等の有効期間を規定するものであり、指定等の更新を6年未満で行うことを妨げるものではない。

【令和3年3月30日老発0330第1号厚生労働省老健局長通知】

★チェックポイント

- 更新申請の受付は、原則として「電子申請・届出システム」を使用する。【参照：a】
- 「電子申請・届出システム」の利用の準備をしている間は、介護事業所の希望により、電子メール等による提出を可とする。【参照：b】
- 同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期間を併せて更新することを可能とする。【参照：c】

第五章 変更の届出に係る簡素化・標準化の取組

1. 届出に必要な文書の種類及び様式の明示

① 変更の届出が必要な事項

- 変更があった場合に介護事業所に変更の届出を求めるべき事項として、介護保険法施行規則にて規定されている事項は、図表 14～図表 16 に示すとおり。

図表 14 変更の届出が必要な事項：居宅サービス（介護予防を含む）、介護保険施設

変更の届出が必要な事項	居宅サービス（予防を含む）											介護保険施設			
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
1	事業所（施設）の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所（施設）の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	申請者の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	法人等の種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	共生型サービスの該当有無	○				○		○							
9	事業所（施設）の建物の構造及び専用区画等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）		○												
11	利用者の推定数	○	○	○	○						○	○			
12	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○													
14	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関		○					○		○			○	○	○
16	事業所の種別			○	○	○		○		○					
17	提供する居宅療養管理指導の種類					○									
18	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床型・併設型の別）							○							
19	利用者、入所者又は入院患者の定員							○	○					○	○
20	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあつては、委託先の状況）										○				
21	併設施設の状況等												○	○	○
22	介護支援専門員の氏名及びその登録番号									○			○	○	○

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日: 2024年3月29日)

図表 15 変更の届出が必要な事項：地域密着型サービス等

変更の届出が必要な事項		地域密着型サービス等（介護予防を含む）										
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護（療養通所介護）	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援	介護予防支援
1	事業所（施設）の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所（施設）の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	申請者の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	法人等の種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	代表者（開設者）の氏名、生年月日、及び住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	登記事項証明書、条例等（当該事業に関するものに限る。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	共生型サービスの該当有無			○								
9	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、及び住所及び経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関					○	○	○	○			
13	事業所の種別等								○			
14	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関との連携・支援体制					○	○		○			
15	本体施設、本体施設との移動経路等								○			
16	併設施設の状況等								○			
17	連携する訪問看護を行う事業所の名称	○										
18	連携する訪問看護を行う事業所の所在地	○										
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号					○	○	○	○	○	○	○

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日：2024年3月29日)

図表 16 変更の届出が必要な事項：介護予防・日常生活支援総合事業

変更の届出が必要な事項		介護予防・日常生活支援総合事業	
		訪問型 サービス事業所	通所型 サービス事業所
1	事業所の名称	○	○
2	事業所の所在地	○	○
3	申請者の名称	○	○
4	主たる事務所の所在地	○	○
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○
6	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	○	○
7	事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要	○	○
8	利用者の推定数、利用者の定員	○	○
9	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	○
10	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○
11	運営規程	○	○

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」 2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日: 2024年3月29日)

- 介護事業所に変更の届出を求めるにあたっては、以下の点に留意する必要がある。
 - a 運営規程の「従業員の員数」に変更があったとするのは、1年のうち一定の時期を比較して変更している場合とし、その変更の届出は1年のうち一定の時期（どの時期が良いかは各指定権者の判断事項）に行うことで足りるものとする。 (例えば、毎年3月に変更の届出を行わせる場合には、介護サービス事業者は、前年の3月と比較して変更している事項について届出を行うこととなる。)

なお、この取扱いは、従業員の日々の変動などを想定しているものであって、運営規程に変更があったとしても届出をしなくてもよいということを示しているものではないことに留意されたい。

【令和3年3月30日老発 0330 第1号厚生労働省老健局長通知】

★チェックポイント

- 変更届の提出を求めるのは、図表 14～図表 16 に掲載された事項に変更があった場合のみとする。
- 運営規程の「従業員の員数」について、変更の有無を判断する時期を1年のうちに設定し、前年度における当該時期の員数と比較して変更があったときのみ変更届の提出を求める。

【参照：①a】

② 提出を求める文書の種類について

- 変更の届出に際しては、変更届出書に加え、変更事項の内容を確認するための添付書類を求めることができるが、厚生労働省が作成した標準添付書類一覧に記載されている文書は次頁以降の図表 17～図表 21 に示すとおり。

図表 17 変更届への標準添付書類一覧：居宅サービス①

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	居宅サービス（介護予防を含む）				
			訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		○	○	○	○	○
事業所の種別等	—				○	○	○
特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨	—						
事業所の平面図	・平面図		○		○	○	○
事業所の平面図並びに設備及び備品の概要	・平面図並びに設備及び備品の概要			○			
利用者・入所者等の推定（予定）数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	○	○	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。（管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）		○		○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	・訪問看護ステーション管理者の免許証の写（「病院・診療所の使用許可証等の写」を申請時に添付している場合は、不要）	同上			○		
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	【サービス提供責任者の変更の場合】 ・サービス提供責任者の経歴 ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能（平成20年7月29日老振発第0729002号） ・資格証の写し（サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	【管理者】 ・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。（管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。） 【サービス提供責任者】 サービス提供責任者の変更の場合の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。（サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。）	○				
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員／入居定員及び居室数	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	・「居宅療養管理指導」「訪問リハビリテーション」の場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は不要	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程						
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの			○			

出所）厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」2．指定申請様式等の使用原則化 より作成。（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>）（最終閲覧日：2024年3月29日）

図表 18 変更届への標準添付書類一覧：居宅サービス②

変更事項	変更届への標準添付書類	留意事項	居宅サービス（介護予防を含む）						
			通所介護	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設	用具貸与	用具販売
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・ 運営規程 ・ 事業所の平面図等	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・ 登記事項証明書 ・ 誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・ 登記事項証明書又は条例等		○	○	○	○	○	○	○
事業所の種別等	—			○					
特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨	—			○					
事業所の平面図及び設備の概要	・ 平面図及び設備の概要		○	○				○	○
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要				○	○	○		
利用者・入所者等の推定（予定）数	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ （必要に応じて）資格証の写し							○	○
入所者等の定員、利用者（入院患者）の推定数	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ （必要に応じて）資格証の写し	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・ 入所者等の定員の場合は、運営規程			○	○			
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・ 管理者が「常勤」であること ・ 管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。（管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	○	○	○	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	・ 訪問看護ステーション管理者の免許証の写（「病院・診療所の使用許可証等の写」を申請時に添付している場合は、不要）	同上							
法第八条第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法（指定居宅サービス等基準第二百三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容）	・ 左記の変更内容がわかるもの							○	
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員／入居定員及び居室数	・ 変更後の運営規程 ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ （必要に応じて）資格証の写し	・ 「居宅療養管理指導」「訪問リハビリテーション」の場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は不要	○	○	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・ 変更後の運営規程								
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・ 左記の変更内容がわかるもの				○		○		
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・ 介護支援専門員一覧 ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。					○		

出所）厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」2．指定申請様式等の使用原則化 より作成。（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>）（最終閲覧日：2024年3月29日）

図表 19 変更届への標準添付書類一覧；介護保険施設

変更事項	変更届への標準添付書類	留意事項	介護保険施設			
			介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養医療施設	介護医療院
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		○	○	○	○
事業所の種別等	—				○	
敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図	・左記の変更内容がわかるもの			○		○
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	・左記の変更内容がわかるもの		○	○	○	○
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要		○	○		○
施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	・左記の変更内容がわかるもの			○		○
入所定員	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・入所定員の場合は、運営規程		○		○
施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。（管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が以下の①または②のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②入所定員／入院患者の定員	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①・②以外の場合】	・変更後の運営規程					
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの		○	○		○
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。	○	○	○	○

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」 2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日：2024年3月29日)

図表 20 変更届への標準添付書類一覧：地域密着型サービス等

変更事項	変更届への標準添付書類	留意事項	地域密着型サービス等（介護予防を含む）									
			定期巡回・随時対応型	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス	居宅介護支援／介護予防支援
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業所の種別等	—										○	
本体施設がある場合、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	・左記の変更内容がわかるもの										○	
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	・左記の変更内容がわかるもの										○	
事業所の平面図	・平面図											○
事業所の平面図及び設備の概要	・平面図及び設備の概要		○	○	○	○						
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要						○	○	○	○	○	
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。（管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	○				○	○		
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・管理者の経歴 ・（必要に応じて）資格証の写し						○	○	○		○	○
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員／入居定員及び居室数／入所定員	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程											
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの						○	○	○	○	○	
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	・左記の変更内容がわかるもの						○	○			○	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。					○	○	○	○	○	○
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	—		○									

出所）厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>）（最終閲覧日：2024年3月29日）

図表 21 変更届への標準添付書類：介護予防・日常生活支援総合事業

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	介護予防・日常生活支援総合事業	
			訪問型サービス事業所	通所型サービス事業所
事業所の名称及び所在地	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・ 運営規程 ・ 事業所の平面図等	○	○
申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・ 登記事項証明書又は条例等 ・ 誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○
登記事項証明書又は条例等	・ 登記事項証明書又は条例等		○	○
事業所の平面図	・ 平面図（参考様式2）		○	—
建物の構造概要及び平面図	・ 建物の構造概要及び平面図（付票2、参考様式2）		—	○
設備の概要	・ 設備等一覧表（参考様式3）		—	○
利用者の推定数	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ （必要に応じて）資格証の写し		○	—
利用者の定員	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ （必要に応じて）資格証の写し		—	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・ 管理者が「常勤」であること ・ 管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・ サービス提供責任者の経歴 ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能（平成20年7月29日老振発第0729002号） ・ 資格証の写し（サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	サービス提供責任者の変更の場合の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。（サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。）	○	—
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員数	・ 変更後の運営規程 ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ （必要に応じて）資格証の写し		○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・ 変更後の運営規程			

出所) 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」2. 指定申請様式等の使用原則化 より作成。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html) (最終閲覧日: 2024年3月29日)

第五章 変更の届出に係る簡素化・標準化の取組

- 変更の届出に際し、介護事業所に添付文書の提出を求めるにあたっては、以下の点に留意する必要がある。
- a 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、介護サービス事業者は 10 日以内にその旨を指定権者に届け出なければならないと介護保険法で定められており、介護サービス事業者は変更届の提出期限を遵守しなければならないが、やむを得ない事情により遅延した場合などにおいては、指定権者は遅延理由書の提出までは求めないなど、介護サービス事業者に過度な負担をかけることのないよう留意すること。

【令和 3 年 3 月 30 日老発 0330 第 1 号厚生労働省老健局長通知】

★チェックポイント

- 変更届の添付書類としては、図表 17～図表 21 に掲載されたもののみを求める。
- 変更届の添付書類として図表 17～図表 21 に掲載されたもの以外の提出を求める場合は、介護サービス事業者に過度な負担をかけることのないよう最低限にとどめる。
- やむを得ない事情により変更届の提出が遅延した場合などにおいては、遅延理由書の提出までは求めないなど、介護サービス事業者に過度な負担をかけることのないよう留意する。

【参照：②a】

③ 提出を求める文書の様式について

- a 変更届出書については、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式を、変更を加えずに使用する。
- b 上記以外の文書についても、厚生労働省が作成した標準様式があるものは、原則として変更を加えずに使用する。自治体の条例等により、様式例の記載事項以外の内容について介護サービス事業者に提出を求める必要がある場合等においては、様式例の欄外に記載欄を追加する、または別紙での提出を求める等の対応を行うこととし、様式例自体を修正しない。
【令和 3 年 3 月 30 日事務連絡】 【令和 5 年 12 月 19 日事務連絡】
- c 誓約書（申請者が法に定める全ての欠格要件に該当しないことを誓約する文書）、添付書類、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等への押印は不要としている。そのため押印欄が残った様式を使用している場合には見直しを進める。
【令和 2 年 12 月 25 日老発 1225 第 3 号厚生労働省老健局長通知】
- d 添付書類への原本証明は原則として求めない。
【令和 2 年 3 月 6 日老発 0306 第 8 号厚生労働省老健局長通知】
- e 標準様式のうち「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、必要項目を満たしていれば、各介護事業所で使用するシフト表等の提出により代替することで可能とする。
【令和 3 年 3 月 30 日事務連絡】

- f 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、介護サービス事業者が規程を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。

【令和3年3月30日老発0330 第1号厚生労働省老健局長通知】

- g 変更届出に係る様式は、Excel等の編集可能なファイル形式にて、外部から分かりやすい形でホームページに掲載する。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

★厚生労働大臣が定める様式等の掲載先★

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>（最終閲覧日：2024年3月29日）

（2. 指定申請様式等の使用原則化（1）厚生労働大臣が定める様式等（令和6年3月15日告示分））

★チェックポイント

- 変更届出書は、厚生労働大臣が定める様式を、変更を加えずに使用する。
【参照：③a】
- 上記以外の文書についても、厚生労働省により標準様式が作成されているものについては、原則当該様式を使用する。【参照：③b】
- 変更届出書の様式等がHP等から簡単に入手できるようになっている、またそれが介護サービス事業者にとって分かりやすい形で案内されている。【参照：③g】
- 誓約書を含む全ての様式から押印欄を削除する。【参照：③c】
- 添付書類には原本証明を求めない。【参照：③d】
- 提出された運営規程等の文書中に記載の「員数」が「〇人以上」となっても修正を求めない。【参照：③f】
- 勤務形態一覧表は、必要項目を満たしていれば、各介護事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能とする。【参照：③e】

2. 届出書の受付

- a 変更の届出の受付にあたっては、原則として厚生労働省が構築した「電子申請・届出システム」を使用する。

※全ての自治体が令和8年3月31日までの間に、当該準備を完了しなければならない。

- b 「電子申請・届出システム」の利用の準備をしている間は、介護事業所の希望により、電子メールその他対面が不要となり文書負担軽減に資する方法により提出を受け付ける。ただし、希望する介護サービス事業者については、持参・郵送で行うことを可能とする。

【令和4年9月29日老発0929 第4号厚生労働省老健局長通知】

★チェックポイント

- 変更届の受付は、原則として「電子申請・届出システム」を使用する。【参照：a】
- 「電子申請・届出システム」の利用の準備をしている間は、介護事業所の希望により、電子メール等による提出を可とする。【参照：b】

第六章 おわりに

- 令和6年4月以降に施行される「電子申請・届出システム」の利用原則化により、指定申請書の様式や提出方法は標準化が押し進むものと考えられる。一方で、申請・届出時に合わせて提出が求められる添付資料等、上記システムにより制御されない事項については、負担軽減のための取組が別途必要になる。
- 本ガイドラインは、各自治体が「電子申請・届出システム」の利用を開始する際に、上記取組を併せて実施できるよう作成したものである。全ての自治体が本ガイドラインに準拠して負担軽減の取組を行うことにより、簡素化と標準化という二重の負担軽減効果を生むことができる。ぜひシステムの利用開始と同じタイミングでの運用見直しをお願いしたい。
- なお、本ガイドラインにおいては、令和6年度介護報酬改定を踏まえ届出事務に変更が生じることが想定されたことから、加算の届出に係る簡素化・標準化の取組については対象外とした。そのため当該取組に係る記載内容については、次年度以降に改めて検討する必要がある。また、その他の記載内容についても、令和6年度以降の文書負担軽減に係る取組の状況や指定権者からの意見を踏まえ、今後も必要に応じて構成や記載内容を更新していくことが望ましい。

第七章 参考資料

1. 第三章から第五章に示した文書負担軽減の取組の根拠となる通知・事務連絡等

- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた介護保険上の指定手続の簡素化に係る再周知について」
【平成 27 年 4 月 10 日事務連絡】
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/resources/8b44c7f5-3843-4daa-85a1-0f134c935497/%E4%BB%8B%E8%AD%B7%E4%BF%9D%E9%99%BA%E6%9C%80%E6%96%B0%E6%83%85%E5%A0%B1Vol.463.pdf>（最終閲覧日：2024 年 3 月 21 日）
- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について」
【平成 30 年 6 月 29 日老発 0629 第 3 号厚生労働省老健局長通知】
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2018/0702095527614/ksvol660.pdf>
 （最終閲覧日：2024 年 3 月 21 日）
- 厚生労働省ホームページ「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応について」
【令和 2 年 3 月 6 日老発 0306 第 8 号厚生労働省老健局長通知】
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000933263.pdf>（最終閲覧日：2024 年 3 月 21 日）
- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ「事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について」
【令和 2 年 8 月 3 日事務連絡】
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2020/0804173253857/ksvol.862.pdf>（最終閲覧日：2024 年 3 月 21 日）
- 厚生労働省ホームページ「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布等について」
【令和 2 年 12 月 25 日老発 1225 第 3 号厚生労働省老健局長通知】
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/TP_1_1609121638.pdf_safe.pdf（最終閲覧日：2024 年 3 月 21 日）
- 厚生労働省ホームページ「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について（その 2）」
【令和 3 年 3 月 30 日老発 0330 第 1 号厚生労働省老健局長通知】
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000933264.pdf>（最終閲覧日：2024 年 3 月 21 日）
- 厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について（その 2）」
【令和 3 年 3 月 30 日事務連絡】
<https://www.mhlw.go.jp/content/000764682.pdf>（最終閲覧日：2024 年 3 月 21 日）

第七章 参考資料

- 厚生労働省ホームページ「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式について」

【令和5年12月19日事務連絡】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001180618.pdf>（最終閲覧日：2024年3月21日）

2. その他参考資料

- エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社「介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業報告書」

https://www.mri-ra.co.jp/upload/r6_bunsho.pdf

※文書負担軽減に関する自治体・介護サービス事業者を対象とした調査結果を掲載している。他自治体の文書負担軽減に関する取組状況や好事例、及び介護サービス事業者の文書負担に関する状況等を把握するための参考資料として活用されたい。

- 「電子申請・届出システム」アーカイブ機能 「電子申請・届出システムの活用事例」

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_archive=true（最終閲覧日：2024年3月21日）

※「電子申請・届出システム」の利用を開始した先行自治体の具体的な事例が掲載されている。利用開始に伴う運用見直しの際の参考資料として活用されたい。

※「電子申請・届出システム」アーカイブ機能に掲載されている「20240125_【電子申請届出システム】利用準備参考資料一式.zip」に含まれている。圧縮ファイルの解凍には、ヘルプデスクから各自治体に送付されているパスワードが必要である。

令和5年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関する
ローカルルールについての調査研究事業
指定申請等に係る自治体提出文書の簡素化・標準化ガイドライン

令和6年3月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社
ヘルスケア&ウェルネス事業部
TEL 03 (6858) 3527
